

## EU、オランダ、日本の会計、税務に関するトピックについて

9月27日付け日本経済新聞の1面でも取り上げられておりますように、日、米、欧の会計基準が統一化される方向にあります。現在、会計基準の国際的統合化は、米国基準と国際会計基準との間で先行しております。一方、日本の会計基準も過去数年間におきまして、退職給付会計、金融商品会計、減損会計などの導入により、国際化してきたのも事実です。しかし、日本のリース会計基準では、所有権移転外ファイナンスリースに関し、賃貸借処理が認められており、また、企業結合会計基準において、持分プーリング法（簿価引継法）が認められているなど、米国基準、国際会計基準と異なる処理方法が容認されております。もちろん、無批判に米国基準、国際会計基準を受け入れる必要はないと思いますが、日本企業が国際化し、外国人株主比率が高い会社もあり、日本基準に準拠するだけでは、財務数値に対する国際的信用が必ずしも得られない可能性も否定できません。

ほとんどのオランダ日系企業は、オランダ会計基準によって財務諸表を作成していると推察しますが、今後、非上場日系会社に対しても、国際会計基準の適用が認められるようになると、欧州域内に子会社を保有するオランダ持株会社において、国際会計基準を適用し、会計基準を統一化するケースが出てくるかもしれません。尚、国際会計基準へのコンバージョンに関する留意事項は、10月14日の弊社事務所主催のセミナーにおいて、ご説明させて頂きます。

また移転価格の文書化要求が法人税法に規定されてから、数年経過しました。日系企業においても、コンプライアンスの問題として移転価格の文書化を進められている会社が多いと理解しております。税務調査が開始された時点で、当局から、移転価格に関する文書の提出を求められる可能性は極めて高く、文書を保有しない場合、納税者が、移転価格の妥当性を立証しなければならず、大変な時間と労力を要します。従って、移転価格の文書化には早急に取り掛かる方が望ましいと思われれます。今回のニュースレターでは、企業集団内のサービス提供に関する移転価格問題を取り上げました。移転価格の文書には、モノの売買だけでなく、サービスの提供関係があれば、その移転価格の妥当性が問題になります。この点に関して、OECD移転価格ガイドラインにも述べられています。尚、日本においても、OECD移転価格ガイドラインが尊重されるようになり、移転価格の設定方法として、取引単位営業利益法の適用が認められるようになりました。

これから、News Letterを通じ、日系企業の皆様方に最新の会計、税務、法律に関する情報を提供致します。質問等ございましたら、Ernst&Young JBSまでご連絡戴ければ幸いです。

Ernst&Young JBS  
富永 英樹